



法学部講演会

優生保護法裁判が私たちに問いかけるもの

日時：2019年12月12日（木）2時限（11時15分～12時45分）

場所：神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス B203（B号館2階）

講師：藤原 精吾 氏（ふじわら せいご・弁護士）

※市民の方の参加を歓迎いたします
（予約不要・参加費無料）

現在、「旧優生保護法」の下で障害などを理由に不妊手術を強いられた「障害者」の方々が各地で国の責任を問う声を上げており、神戸でも昨年9月に原告団が提訴を行いました。今年5月には仙台地裁で旧法の違憲性を認める一方、損害賠償請求を退ける判決も下されました（原告側控訴）。なぜ「旧優生保護法」のような仕組みが私たちの社会に存在していたのでしょうか。そして今回の裁判は私たちに何を問いかけているのでしょうか。今回の講演会では、神戸訴訟の原告団長を務めている藤原精吾さんを講師にお迎えし、こうした問題についてみなさんと一緒に考えてみたいと思います。

■ 講師プロフィール：

藤原 精吾（ふじわら せいご）

弁護士・あいおい法律事務所。1967年弁護士登録。堀木訴訟、原爆症認定集団訴訟などを手がける。日本弁護士連合会副会長、同人権擁護委員長、日本社会保障法学会理事を歴任。現在、NPO法人兵庫障害者センター理事長、大阪大学法科大学院非常勤講師、兵庫県民主医療機関連合会顧問などを務める。主な著書等として、『社会保障レビュー』の「いのちの砦・社会保障裁判」（共編、2017年、高菅出版）、「社会権規約の裁判適用可能性」『講座国際人権法2 国際人権規範の形成と展開』（2007年、信山社）、「総論：賠償・補償から社会保障制度へ」『講座社会保障法第6巻 社会保障法の関連領域：拡大と発展』（2001年、法律文化社）など。

主催 神戸学院大学法学部（担当：福嶋敏明 佐々木光明）

問い合わせ先 法学部長補佐室 Tel：078-974-4543